

高分子学会員の倫理に関する行動指針

公益社団法人高分子学会（以下、「本会」という。）は、高分子科学および技術の進展と普及を通じて人類の発展、学術文化の向上に寄与することを目的とする。また、人類を取り巻く地球環境の持続的発展にも努める。

本会会員は、そのもてる知見と技術により、自らの使命と責任の重要性を自覚し、専門家、科学・技術者として、良識を基に誠実に活動するものとする。日本学術会議が公表している「科学者の行動規範」を遵守し、会員として恥じない行動が求められている。これらを鑑みここに、高分子学会として、「高分子学会員の倫理に関する行動指針」を定める。

1. 人類、社会、環境への配慮

本会会員は、高分子科学および技術が人類、社会活動に寄与していることを認識するとともに、地球環境に影響を与える可能性を認知する。研究活動および技術の普及を通じて、良心的に人類、社会、環境への配慮を行う。

2. 公平性の確保

本会会員は、本会の活動を行う上で、人種、宗教、国籍、性別、年齢などによって個人を差別せず、公平性を確保し、個人の自由と人格を尊重する。

3. 研究成果への信頼性と説明責任

本会会員は、自らの研究活動から得られる成果の記録・保存において誠実に行動する。また不正行為を起こさない環境設定にもつとめる。公開された研究成果については会員自ら説明責任を負う。

4. 知的財産権と公開性

本会会員は、他者の研究活動の成果を尊重するとともに、正当に評価する。また、著作権、特許権などの知的財産権を尊重し、自ら携わる研究を社会に公開する努力を行う。

5. 法令の遵守

本会会員は、研究活動を行うにあたり、関連法令や関係規則をよく理解し、これを遵守する。

6. 利益相反マネージメント

本会会員は、その行動に対し利益相反マネージメントに関して十分に注意を払う。

7. コンプライアンス違反の申立

本会又は本会会員の法令違反、コンプライアンス違反にかかる申立については、別途本会の定めるコンプライアンス規程による。